

福邦銀行アプリ『ふくほう Park』ご利用規定

福邦銀行アプリ『ふくほう Park』ご利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社福邦銀行（以下、「当行」といいます）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「ふくほう Park」（以下「本アプリ」といいます）を、お客さまが利用する場合に適用します。

本規定および「ふくほう WEB バンキングサービス規定」（以下、「IB 規定」といいます）のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

また、お客さまの個人情報は当行の定める「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」に基づき取り扱います。

第1条 本アプリのサービス内容

1. 本アプリは、お客さまのインターネットに接続可能なスマートフォンにダウンロードした当行所定のアプリケーションを使用して、本条第3項で定めるサービス（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただけるものです。

2. 「ふくほう WEB バンキングサービス」（以下、「IB」といいます）をご利用していないお客さまが本アプリの利用登録を行うと、IBについても同時に利用登録されます。

なお、2022年6月以前から本アプリをご利用しているお客さまは、2022年6月以降のアップデートにより、旧データが移行されます。この際に本アプリに登録されている口座のうち、IBの契約がない口座については、同時にIBの利用登録がされます。

3. 本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。

(1) 登録口座情報の閲覧・保存サービス

①本アプリに登録した預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細の閲覧および保存をすることができます。

②残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客さまが口座情報の照会を行った時点の内容と異なる場合があります。なお、これに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

③ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとなります。本アプリに登録した預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細を閲覧および保存することができます。

(2) プッシュ通知サービス

当行は本アプリ利用者に対し、プッシュ通知機能を利用してキャンペーン情報、広告・各種情報を提供します。プッシュ通知の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

(3) 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」

①収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」は、当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引き落とすことにより、税金、各種料金等の払込みを行うサービスをいいます。

②本サービスでは、「IB 規定」第7条「Pay-easy【ペイジー】税金・各種料金払込みサービス」に定める内容を適用します。

③本サービスのご利用には、収納機関に応じて本条第3項第6号に定める「ワンタイムパスワードサービス」の利用登録が必要となる場合があります。

(4) 振込・振替サービス

①振込・振替サービスとは、本アプリに登録した口座から当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に、振込または振替を行うサービスをいいます。

②本サービスでは、「IB 規定」第5条「振込・振替サービス」に定める内容を適用します。

③本サービスのご利用には、本条第3項第6号に定める「ワンタイムパスワードサービス」の利用登録が必要です。

(5) サービス利用口座追加登録・削除サービス

①サービス口座追加登録サービスとは、お客さま名義で既に当行本支店に開設されている預金口座を、本アプリの操作によってご利用口座として登録するサービスをいいます。

②本サービスでは、「IB 規定」第10条「サービス利用口座追加登録・削除サービス」に定める内容を適用します。

(6) ワンタイムパスワードサービス

①ワンタイムパスワードサービスは、当行が指定する本アプリの一部のサービスのご利用時およびIBのご利用時や取引時の本人確認に必要となる、可変的なパスワードを生成するサービスをいいます。

②本サービスでは、「IB 規定」第9条「ワンタイムパスワードサービス」に定める内容を適用します。

(7) 「ふくほう WEB バンキングサービス」への自動ログイン

本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリからIBの各種取引画面へ遷移する際に、IBのログイン操作を省略することができます。

第2条 ご利用条件

お客さまは、本規約および「IB 規定」にご同意いただいたうえで、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。

1. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。）において利用できる状態にしておくこと。
2. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。
3. 本アプリのご利用パスワード（以下「アプリ暗証番号」と言います）の登録が完了していること。
4. IBの契約が成立していること。

第3条 本人確認

1. 本アプリ起動時は、アプリ暗証番号により本人確認を行います。当行が認識したアプリ暗証番号が、あらかじめお客さまが当行宛届け出ている内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受付します。
2. 生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。なお、生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。
3. アプリ暗証番号盗難による振込・振替等については、「IB 規定」の「インターネットバンキングによる預金等の不正払戻し被害に関する追加規定」に定める内容を適用します。

第4条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォンが第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォンおよびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第5条 スマートフォンの管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンが第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、当該スマートフォンが紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本プログラムをインストールしたスマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとします。

第6条 権利帰属等

1. お客様は、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客様による本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第7条 免責事項

1. スマートフォンの機種変更、初期化、通信圏外時の利用、回線障害の発生等により本サービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報・データの伝達が遅延もしくは不能となった場合、または本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は責任を負いません。但し、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

第8条 利用者責任

1. お客様が本規約に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客様の責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客様の責任において解決するものとします。
2. お客様が本規約に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客様がこれを賠償する責任を負います。

第9条 サービスの改廃・規約の変更

1. 当行は本サービスの種類・内容を変更またはアップグレードする場合があります。(当行はアップグレードの義務を負うものではありません) また、本サービス改廃のために一時的にサービスの利用を停止することがあります。
2. 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更規定に基づいて変更するものとします。
3. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第10条 サービスの終了

1. 当行は、利用者に事前に通知した上で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. お客様がアプリに登録しているすべての口座を解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。 また、IBが解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第11条 本アプリの初期化 (解約)

1. お客様は当行所定の方法により、本アプリを初期化 (解約) することができます。 お客様による解約は届出

を当行が受付して処理を完了した後に有効となります。有効となるまでに発生した損害については、当行は責任を負いません。

2. 本アプリを初期化（解約）した場合も IB は自動で解約されません。本アプリの初期化（解約）に加え IB の解約を希望される場合はご自身で当行所定の方法により IB の解約手続を実施いただく必要があります。
3. 初期化（解約）によりスマートフォンから本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録（第3条に基づく当行へのアプリ暗証番号の届出等を含む）を行っていただく必要があります。
4. これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条 本サービスの利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。
(本アプリのバージョンアップや再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます。)
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはいけません。
3. 本サービスの利用のためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. 当行とは関係のない第三者の作成した類似アプリにご注意ください。お客さまが設定したアプリ暗証番号等を抜き取る、あるいはコンピューターウイルスに感染させることを目的とした悪意のある類似のアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
5. 本サービスの利用にあたってはスマートフォンのセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。
6. 本サービスをご利用中のスマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに当行へ連絡するとともにお客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第13条 利用停止

1. 当行は、お客さまが次の各項のいずれかに該当したときはいつでもお客さまに事前に通知することなく本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効（解約）させることができますものとしします。
 - (1) 相続の開始があったとき。
 - (2) 支払停止、破産等の申立があったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) お客さまが住所変更等の届出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - (5) お客さまが本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - (6) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき。
2. 本サービスは次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとしします。次の各項の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効（解約）させることができますものとしします。

- (1) 本サービスお申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為
3. 使用権の失効（解約）によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、使用権の失効（解約）により当行に損害が生じた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

第14条 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当行の預金規定等、ふくほうキャッシュカード規定をはじめとする諸サービス規定の定めを準用します。

第15条 準拠法・管轄

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関する訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
(2024年9月30日改訂)